

平成28年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

人文社会学群、夜間主コース（現代教養コース）
3年次編入・学士入学

問1～問3でそれぞれ取り上げている資料1～資料3は、いずれも現代社会の実態や課題等に関するものであり、それらについての読解力、理解力、思考力、表現力を問います。なお、受験生は3問のうち2問を選択して解答します。

問1…この問題では、資料文を読み、時事的な問題関心や知識の正確さ、さらに、長文読解力、論点整理力、論理的表現力をみるものです。

問2…この問題では、資料から筆者の見解を的確に読み取り、受験者が日常で目にする現代社会の問題に対して筆者の見解を援用しながら分析する類推力と、それを論理的に記述する表現力を問います。

問3…この問題では、資料の解説を通じて、発展途上国が経済発展のために必要とすると考えられる政策を、日本の産業別人口構成の推移を参考として、適切に表現できるかを問うものです。

日本の1920年から2000年の産業別人口構成の推移をみることで、高度経済成長期の工業化による変化と、近年のサービス経済化の動きを読み取ることができます。各国の経済発展軌道が、これと同様の道をたどることは日本の各時点の産業別人口構成と各国の位置をみることで類推できます。こうした事項を、資料から適切に読み取り、情報を整理し、表現できるかをみます。

平成28年度

小 論 文

人文社会学群 夜間主コース
(現代教養コース)
編入学及び学士入学

時間 90分

++++++ 注 意 事 項 ++++++

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は表紙を含めて9枚である。印刷の不鮮明な箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に、アルファベットを含む5桁の**受験番号**を必ず記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には、何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

次の問1～問3の3問のうち、いずれか2問を選択した上で、各問に答えなさい。その際、解答用紙の左右上部 内に、問1～問3の番号を必ず記入すること。

問1

【資料1】(1～2 ページ) は、盛山和夫『社会保障が経済を強くする』(光文社新書、2015年)より、第7章の一部を抜粋したものです。

【資料1】の中で、筆者は、1980年代までにできあがった「日本型福祉社会」という考え方が、「家族主義」、「日本的経営」、「専業主婦モデル」の3つに支えられていたと述べていますが、この3つの要素は、現在の日本においては、どのように変化し、ないし、変化しなかったと考えますか。あなたの考えを600字以内で述べなさい。

問2

【資料2】(3～6 ページ) は、榎本博明『「過剰反応」社会の悪夢』(角川新書、2015年)より、第1章と第3章の一部を抜粋したものです。

【資料2】を読み、「他人に対する不寛容」によって過剰反応している例を、日常生活の中から具体的に取り上げ、「他人に対する不寛容」「認知的複雑性」「視点取得」という用語を使って、「過剰反応」について、著者の考えと対比しながらあなたの考えを600字以内で述べなさい。

問3

【資料3】(7 ページ) は、日本の産業別人口構成の推移と、11カ国の産業別人口構成を示したものです。この図に示された1920年から2000年までの日本における産業別人口構成の推移から何が読み取れるのかを述べ、発展途上国が経済発展するためにはどのような政策が必要とされるか、あなたの考えを600字以内で説明しなさい。

第7章 「共同子育て社会」という成長戦略

これまで長い間、日本では政府の積極的な子育て支援はありませんでした。たとえば保育政策では、公的な保育支援は「保育に欠ける」と認定されるきわめて限定された児童だけにしか提供されてきませんでした(※1)。

この背景にあったのは、「育児は家庭で行うべきもの」という根強い家族主義です。この家族主義は、日本の伝統的な「美風」として讃えられ、高齢者介護などを含む福祉政策全般に対して「日本型福祉社会」をめざすべきだといった考え方の「道徳的な基盤」を形成してきました。つまり、家族の成員はそれぞれが親密に助け合って生きていくことが道徳的に望ましいことであり、日本社会は伝統的にそれを重んじてきたのだから、福祉政策においてもこの伝統的な道徳的価値が重視されるべきだ、という考えです。

しかし、「家族はお互いに助け合うべきだ」ということが重要な道徳的価値であることは間違いないかもしれませんが、そのことは決して「福祉政策の基盤に家族主義を置くべきだ」ということを意味することにはなりません。なぜなら、家族主義が政策に取り入れられる場合には、必ずや「家族がどんな苦境に陥っていても、問題は家族で解決すべきであって、公的な支援を期待してはならない」という「家族自助」論に帰結し、その結果として、むしろ「家族成員がお互いに助け合う」ことができるための基盤を取り崩すことになってしまうからです。

日本型福祉社会論は、家族の「自立性」を前提にしています。家族に十分な資源があつて、内部に生活の困難を抱える成員が生じた場合にも、家族の人的および金銭的資源を用いて救うことができる、という前提です。明らかにこの前提は「幻想」です。圧倒的多数の一般の家族には、そうした「自助」を実践するだけの資源はありません。

じつは、日本型福祉社会論の背景には、家族主義とは別のもう一つの「隠れた」前提がありました。それは、1960年代から80年代まで盛んに注目されてしばしば讃えられた「日本的経営」です。終身雇用、年功序列、企業別組合などで特徴づけられる日本的経営は、1970年代後半にはあたかも「日本の経済的躍進の原動力」であるかのように見なされました。

アメリカの社会学者エズラ・ヴォーゲルの『ジャパニーズ・マン・パワー』が出たのが1979年です。この日本的経営は、他方で「家族主義的経営」とも特徴づけられてきたことから分かるように、会社全体を一つの家族のように見なす性格を持っていました。それは言い換えれば、従業員の家族を会社という大きな家の一部と見なし、会社は単に従業員に対して労働の対価としての給与を支払うだけではなく、従業員の家族を含めて「面倒を見る」ということであつたわけです。従業員の家族が利用できる「保養施設」、家族を含めた「会社運動会」などがそれを表しています。むしろ、扶養手当、住宅手当、住宅ローンの貸し出しなどもあります。

つまり、日本的経営というのは「会社単位での充実した社会福祉」を意味していたのです。したがって、日本的経営の中にいる従業員は、政府からの公的支援に頼らなくても、会社内の福祉でサポートされていたのです。退職後の生活に関しても、当時の大企業や役所を退職した人の年金給付額は非常に恵まれていて、いわば本当に「終身雇用」として死ぬまで面倒を見てくれるかのようなしくみになっていただけです。

ですから、日本型福祉社会論が「家族の自助」を前提としているといっても、じつは背後で「会社福祉」が機能して、家族の苦難は会社が救うという暗黙の前提があったわけですね。

言うまでもありませんが、こうした会社福祉をあてにできた国民は、全体のごく一部にすぎません。自営業層や中小企業の人びとは、完全にこのしくみからは外れています。にもかかわらず、あたかも日本的経営は日本社会全体のしくみであるかのような幻想がまかり通っていました。

この日本的経営は、同時に「専業主婦モデル」で成り立っていました。従業員は基本的に男性で、たとえ女性がいても補助的な仕事に従事するだけで、いずれは結婚して早期に退職することが期待されていました。他方、男性従業員は当然結婚して家族を持つことが想定されていましたが、その妻は専業主婦として家事・子育てに専念し、いわば「会社という戦線に対する銃後の守りである家族」の全責任を背負うと位置づけられていただけです。専業主婦モデルは、男性従業員が24時間体制で会社にコミットすることを支えるためにも、必要な制度でした。

育児、介護などを含め、家事全般を担うと期待されるのが専業主婦です。日本型福祉はそうした専業主婦の存在をあてにしています。

ところで、日本の家族主義的伝統を重んじる人たちは、何となく専業主婦という生き方も日本の伝統であるかのように思っていますが、実際には、日本に限らず先進国における専業主婦というのは、産業社会が発展して男性ホワイトカラーという働き方が確立するのに伴って「モデル化」されたものです(*2)。考えてみてください、人口の8割が農業に従事していた時代に「専業主婦」だったのは、ごく上層の武家や商家に嫁いだ女性に限られていました。それが明治以降、上層役人層や上層ホワイトカラー層を中心とする恵まれた人たちのライフスタイルが「モデル」として多くの人びとに浸透していき、戦後の高度経済成長の中であたかも国民一般の「事実」であるかのような錯覚が生じたのです。

このようにして、日本型福祉社会という考え方は、家族主義、日本的経営、専業主婦モデルなどに支えられて、1980年代以降もさまざまな面で社会保障政策を推進する上での強固なイデオロギ―として君臨してきました。

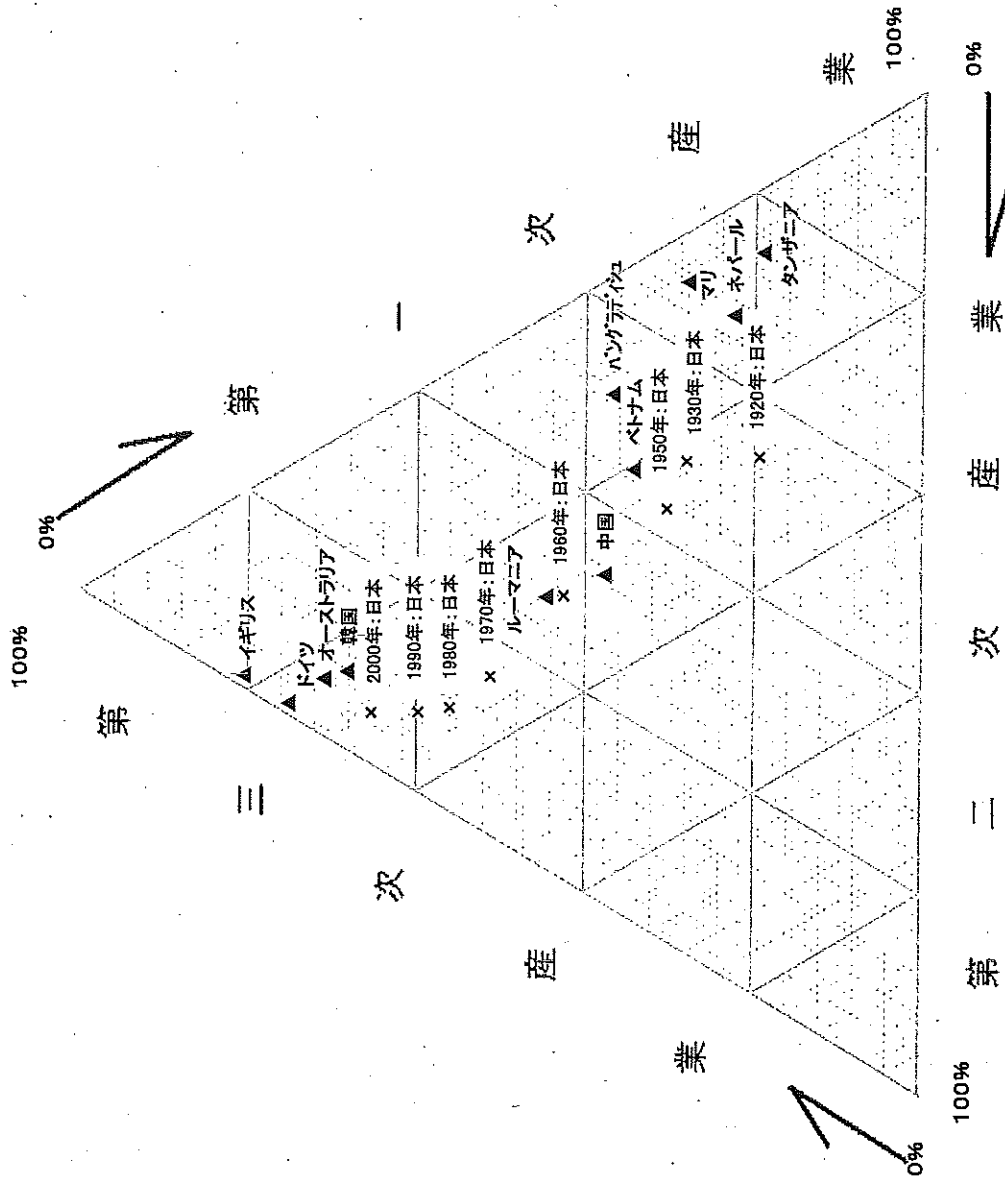
(*1) 保育支援が依然として不十分であることについては、たとえば猪熊弘子氏の「子育て」という政治——少子化のなごみ待機児童が生まれるのか? (角川SSC新書、2014年) などをご覧ください。

(*2) これは、イギリスの社会学者アン・オクレーの「主婦の誕生」(原著1974年)で明確に示されています。

【資料2】

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

図 日本の産業別人口構成の推移と各国(11カ国)の産業別人口構成



注) 表示した各国のデータは次の通りである。中国 (2012年), ネパール (2001年), バングラデシュ (2005年), ベトナム (2012年), タンザニア (2006年), マリ (2006年), 他の国は2013年。日本の1940年代のデータは表示していない。
資料) 二宮書店編集部 (2015) 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』二宮書店, 『国勢調査』 (<http://www.e-stat.go.jp/SGL/estat/>)